

各局室区長 様

環境局長

グリーン化施策の推進について（依頼）

地球温暖化対策の推進に関する法律の基本理念「2050 年までの脱炭素社会の実現」に向け、国の地球温暖化対策計画において「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦」するという中期目標が示されました。

2050 年脱炭素社会及び 2030 年度 46%削減目標の実現は、決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠とされています。

本市では、令和 5 年度予算の編成にあたり、令和 4 年度予算に引き続き、予算の重点化において、グリーン化への投資を積極的かつ戦略的に行っていくこととされました。脱炭素を軸として成長に資するグリーン化施策を推進するには、地球温暖化対策を所管する環境局だけでなく、全庁をあげて一層の取り組みを進める必要があります。

国においては、公共施設等の脱炭素化の取り組みを計画的に実施できるよう、新たな地方財源対策として脱炭素化推進事業債を設けています。

各局室区におかれましては脱炭素化推進事業債の活用も含め、引き続き今後も施策・事業へのグリーン化にご配慮いただくようお願いいたします。

※グリーン化とは、以下の取り組みによりグリーン化社会の実現を推進するもの

- ①脱炭素を軸として成長に資する政策の推進
- ②再生可能エネルギーの主力電源化の徹底
- ③公的部門の先導による脱炭素化の徹底

（出典：経済財政運営と改革の基本方針 2021）

環境局脱炭素社会推進課

担当：北川、古橋 電話：052-972-2692